

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年4月12日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年4月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	電気油圧式制御装置冷却水回収ポンプにおいて、グランド受けのドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
2	3号機	廃棄物処理系濃縮廃液ポンプ(B)出口弁(AO-20-837B)の点検時、駆動部の上部ブッシュ部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
3	3号機	エリア放射線モニタの点検後の復旧時、CH. 7(原子炉建屋4階ハッチ区域)の測定値が表示されないため、当該モニタを修理	
4	4号機	残留熱除去(B)系ポンプメカシール冷却器の入口元弁において、グランド部に海水のにじみが認められたため、グランド部を点検・修理	
5	4号機	局部出力領域モニタ(12-13D)において、一時的な指示上昇が認められたため、当該モニタを点検・修理	
6	4号機	中央制御室の気体廃棄物処理系制御盤の警報確認テスト実施時、警報回路の接触不良が認められたため、回路を点検・修理	
7	4号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系の水素酸素モニタ打点式記録計(ZR-87-318)において、動作不良(断続的に乱点)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機(5B)の潤滑油加熱器入口側温度計(TX-2B)において、折損が認められたため、当該温度計を交換	
9	6号機	タービン振動監視盤の点検時、第一軸受振動計用機内配線に絶縁劣化が認められたため、当該配線を交換	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	6号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン(A)の点検時、空気流入口の金網押さえボルトに腐食(64本中43本)が認められたため、ボルト全数を交換	
11	6号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン(A)の点検時、カップリングブッシュの劣化(14個中5個)が認められたため、カップリングブッシュ全数を交換	
12	6号機	復水器(C)ホットウェル出口導電率検出器(CE-25-19.8C)の点検時、検出器先端部を弁ディスクに接触し破損させたため、当該検出器を交換	
13	6号機	ドライウェルパーソナルエアロックの点検時、ドライウェル内側ブザー(BZ3)のブザー音が確認されなかったため、当該ブザーを交換	
14	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備蓋はずし機(A)において、ドラム払出扉(A)エアースリンド蛇腹カバーの破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	
15	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備蓋はずし機(B)において、ドラム払出扉(B)エアースリンドよりエア漏れが認められたため、当該エアースील部を点検・修理	
16	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備廃棄物仮置コンベア(B)において、押し機押し棒蛇腹カバーの破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	
17	集中環境施設	集中環境施設エリアモニタ監視機能健全性確認検査において、CH. 13及びCH. 14ループ誤差率に精度外が認められたため、当該モニタを再校正後、再検査	
18	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機(B)の圧縮機NO. 1潤滑油バイパスフィルタ後弁において、ハンドル部の一部に破損が認められたため、ハンドルを点検・修理	
19	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機(C)の圧縮機NO. 2潤滑油バイパスフィルタベント弁において、ハンドル部の一部に破損が認められたため、ハンドルを点検・修理	
20	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機(A)の圧縮機NO. 2潤滑油バイパスフィルタ後弁において、ハンドル部の一部に破損が認められたため、ハンドルを点検・修理	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで